

『無償化裁判』傍聴・報告集会にご参加下さい!

2013年12月19日、九州朝鮮中高級学校の生徒、卒業生らが自ら原告となり、朝鮮高校にだけ就学支援金が支給されないことの違憲性・違法性を訴えて、国家賠償を求める裁判（九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求訴訟）を国に対して提訴しました。

すべての子どもには
学びへの権利があります!



第10回口頭弁論の裁判傍聴・報告集会

裁判傍聴

2016年 9月29日(木) 14時

〔場所〕 福岡地方裁判所小倉支部

傍聴を希望される方の抽選を行います。集合場所は1階ロビーです。
集合時間に遅れると抽選に参加出来ませんのでご注意下さい。

〔集合〕 13時10分 〔抽選〕 13時15分～

≡ 二 学習会

14時 〔弁護士会館5階〕

今回は、裁判後、裁判所との進行協議が行われるため、京都のヘイトスピーチ裁判の事務局を担当された弁護士の富増四季先生をお招きして二部構成で学習会を行う予定です。ふるってご参加下さい。

報告集会

15時（予定） 〔弁護士会館5階〕

富増四季先生の紹介

弁護士（京都弁護士会、鴨川法律事務所）
京都第一初級学校嫌がらせ事件弁護団事務局を担当される。
著作に「医薬品副作用被害救済給付とその争訟制度の問題点」賃金と社会保障2010年1月（通号1505・1506）、「京都朝鮮第一初級学校に対するヘイト・スピーチ街宣」法学セミナー2011年10月号など。

問合せ先

九州朝鮮中高級学校
TEL：093-691-4431